

道路維持管理計画



内閣府 沖縄総合事務局

平成25年4月

I 基本方針

1. 道路維持管理の現状と社会環境

1) 道路維持管理の現状

沖縄県は、国内唯一の亜熱帯性気候で台風の常襲地という気象条件から道路構造物は厳しい環境下にさらされています。また、1972年の日本復帰から1975年の海洋博覧会にかけて急ピッチに建設が進められた道路構造物も高齢化を迎えようとしており、このような現状の中で、道路橋や函渠等に塩害等による劣化・損傷が一部、顕在化してきております。

沖縄総合事務局が管理する国道は、言うまでもなく県内の主要幹線道路であり県民の生活、経済、産業、観光活動等を支え災害時には緊急輸送道路として重要な役割を果たしています。

2) 道路維持管理を取り巻く社会環境

道路維持管理については、行政刷新会議による「事業仕分け」の評価における管理水準・基準の見直しや、全国知事会からの国・県との維持管理水準の違いなどの指摘を受けており、道路維持管理予算の縮減や国民の道路行政に対する多様なニーズなど、道路維持管理を取り巻く環境は大きく変化しています。

2. 今後の道路維持管理の課題

国民の安全・安心な生活を守るために、限られた道路維持管理予算の状況においても、今ある道路施設を継続的に使用できるよう維持管理していくことが重要です。しかし、大量の道路施設の高齢化や法面などの老朽化に伴い、補修・更新に要する費用はますます増大することが予想され、さらに厳しい予算状況となることが考えられます。

従来より、沖縄地域独自の技術管理基準等に基づいた、施設整備を行い道路施設管理のライフサイクルコストの低減に取り組んできました。

今後は、さらにコスト縮減を図り、効率的・効果的な道路維持管理に努めます。



【道路環境イメージ】

3. 平成24年度以降の道路維持管理

1) 道路維持管理の方向性

これまででは快適な道路環境の確保に努めてきましたが、限られた道路維持管理予算の状況、地域条件（気候、地形など）を踏まえ、安全・安心な道路環境の確保を最優先に実施します。

また、緑地等の防草対策などにより除草に掛かるコスト縮減を図っていきます。

2) 計画的な維持管理による高齢化する道路施設の長寿命化及び老朽化する法面等の防災対策

道路施設を将来に渡って安全に安心して使用していくために、定期的に道路施設の状態を点検し、異状を発見したら適切な処置をするとともに、道路施設の長寿命化の修繕計画に基づき適切な対策を講じます。

3) 地域状況に応じた維持管理レベルの設定

道路の安全性の確保はもとより、地域の実情や路線特性を踏まえた維持管理レベルを設定します。

(例) 樹木や雑草の繁茂による見通しの阻害に対応した除草・剪定の実施など

4) 執行管理体制のあり方

維持管理体制の中では、常に PDCA【Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）Act（改善）】サイクルで計画の見直し等の業務改善を実施していきます。

- ・ Plan（計画）…平成23年度道路維持管理計画を策定します（改正版）
- ・ Do（実施）…平成23年度道路維持管理計画に沿って維持管理を実施します
- ・ Check（評価）…維持管理の執行管理（分析）を行います
- ・ Act（改善）…執行管理（分析）を基に、次年度の計画へ改善を行います

5) 道路防災ドクター制度の活用

道路の災害を防止し、良好で安全な道路交通に資するために専門的な知識を有する学識経験者から、指導や助言を仰ぎ適切に道路施設を維持管理します。



【PDCA サイクルイメージ】

4. 沖縄総合事務局管内の道路施設

沖縄総合事務局では、以下のような道路施設の管理を行っています。

(データは、平成25年4月1日現在のものです)

- ・ 道路延長：約330km（うち自動車専用道路延長：11km）
- ・ 事前通行規制区間（1箇所）：約10km
- ・ 特殊通行規制区間（1箇所）：6km
- ・ 橋梁：264橋
- ・ トンネル：16箇所（上下線別）
- ・ 道路照明施設：約8千基
- ・ 道路情報板：約70基

II 実施方針

1. 適用の範囲

本計画は、内閣府沖縄総合事務局が管理する一般国道（自動車専用道路を含む、以下「直轄国道」という）の維持管理に適用します。

2. 維持管理の目的

維持管理は、道路法に基づき、道路を常時良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないことを目的として実施するものです。

3. 道路巡回

- (1) 通常巡回は、主に道路パトロールの車内より、道路の異常、道路利用状況を目視で確認します。
- (2) 道路巡回は、原則として2日に1回の頻度で実施していきます。
- (3) なお、自動車専用道路、自動車専用道路に準ずる構造の道路及びその他特別な事情がある一般道路の区間については、上記の基準にかかわらず、適切な頻度を設定します。



【定期巡回（橋梁）】



【落下物の回収】



【法面の異常発見】



【定期巡回（横断管渠）】



【道路附属物の異常発見】



【異常気象時の安全確認及び倒木撤去】

4. 清掃

- (1) 路面清掃は、通行車両に対する安全性の確保や沿道的美観のため、沿道状況に応じて実施します。
- (2) 道路清掃は、原則下記により実施していきます。
- ①路面清掃は、原則年間1回（D I D内：年間6回）とします。
- （※D I D…人口集中地区のことです（人口密度が4,000人/k㎡以上の基本単位が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定されます））
- なお、作業の実施にあたっては、路面清掃車による機械清掃を基本とします。
- ②排水構造物清掃は、土砂の堆積状況等を勘案して年1回を目安として、実施します。
- (3) なお、交通安全上危険な状況、景観への配慮など特別な事情がある場合には上記の基準によらず、適切な頻度で設定します。



【道路沿いの
清掃状況（清掃前）】



【道路沿いの
清掃状況（清掃後）】



【路面清掃車による清掃】



【側溝の土砂堆積
状況（清掃前）】



【側溝の土砂堆積
状況（清掃後）】



【側溝の清掃状況】

5. 除草

- (1) 除草は、雑草繁茂による見通し阻害の防止や、歩行空間の確保等のため以下の繁茂状況を目安として実施します。
- ① 建築限界内の通行安全確保ができない場合
 - ② 運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合
- (2) なお、景観への配慮など特別な事情がある場合には、上記(1)の基準によらず、実施します。



【除草前】



【除草作業中】



【除草後】



【除草前】



【除草作業中】



【除草後】



【除草前】



【除草作業中】



【除草後】

6. 剪定

- (1) 剪定は、植栽の繁茂による見通し阻害を防止するとともに、植栽の適切な管理等のために実施します。
- (2) 剪定は、以下を目安として樹種等に応じて適切に実施します。
 - 高木、中低木：3年に1回程度
ただし、樹種による成長速度の違いや樹木の配置等を踏まえ、適切な頻度を設定するものとする。
 - 寄植：1年に1回程度
- (3) なお、景観への配慮など特別な事情がある場合には、上記(2)の基準によらず、適切な頻度を設定します。



【剪定前（高木）】



【剪定作業（高木）】



【剪定後（高木）】



【剪定前（寄植）】



【剪定作業（寄植）】



【剪定後（寄植）】

7. 橋梁補修

- (1) 橋梁の補修は、定期点検結果に基づいて、橋梁ごとに次回の点検、修繕、架け替え等の時期を明示した長寿命化修繕計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施します。
- (2) なお、定期点検等により、緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、長寿命化修繕計画にかかわらず、必要な補修の対策を実施します。
 - ※「橋梁点検」
全ての橋梁を対象に、点検頻度を定め定期的に行い、橋の健全性を確認するために行う点検。
 - ※「長寿命化修繕計画」
全橋梁を対象に、橋の健全性、交通状況、周辺環境等を考慮し補修等の優先順位を定め、また予算状況を踏まえ橋梁点検、補修、架替え等を効果的、効率的に実施するために策定した計画（毎年更新）。



【目視による点検】



【高所作業車による点検】



【橋梁点検車による点検】



【船上からの点検】



【コンクリート落下事故
防止のための点検】



【コンクリート落下事故防止】



【補修前（支承の損傷）】



【補修後（支承の交換）】



【補修前（ひびわれ）】



【補修後（ひびわれ補修）】

8. トンネル補修

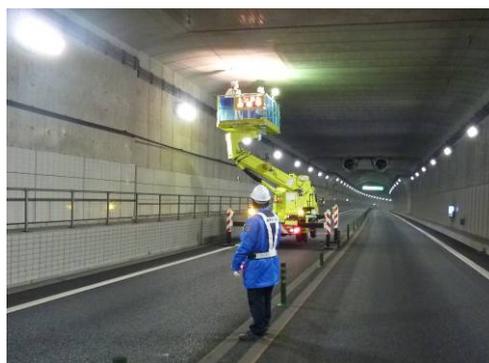
- (1) トンネルの補修は、定期点検結果に基づいて、補修等の対策を実施します。
- (2) なお、定期点検等により、緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、必要な補修を実施します。

※「トンネル点検」

全てのトンネルを対象に、点検頻度を定め定期的に行い、トンネルの健全性を確認するために行う点検。



【トンネル点検車による点検】



【トンネル点検車による点検】



【補修前（コンクリートうき・叩き落とし）】



【補修後（対策実施）】

9. 防災対策

- (1) 防災対策は、過去の防災点検結果および現地点検等により、対策が必要と判断された法面斜面等について、降雨等による異常気象時通行規制区間内の有無や、災害発生危険性を勘案して、実施します。
- (2) 緊急的な対応が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、速やかに必要な対策を実施します。

※「防災点検」

定期的に観察することで、災害に至る要因を早期に発見し必要な対策を図るために行う点検。



【法面の点検】



【法面転石の点検】



【対策前（落石対策）】



【対策後（落石対策）】



【被災状況】



【応急復旧状況】

10. 橋梁の耐震補強

(1) 橋梁の耐震補強は、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模地震発生時において重大な損傷を防止するために対策を実施します。

※「緊急輸送道路」

大規模な地震が起きた場合において、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、指定された重要な路線。



【対策前】



【対策後（コンクリート巻き立て
+落橋防止装置）】



【対策前】



【対策後（落橋防止装置の設置）】

11. 舗装補修

(1) 舗装は、路面性状（ひび割れ率、わだち掘れ量等）により、シール材の注入、切削、打ち換え、切削オーバーレイ等の舗装補修を実施します。



【わだち状況】



【補修作業状況】



【わだち補修後】



【穴ぼこ状況】



【補修作業状況】



【補修後（一部打替え）】



【ひび割れ状況】



【補修作業状況】



【補修後（注入完了）】

12. 道路照明

(1) 照明施策は、ランプ切れ又は、経済性を勘案して灯具等の交換作業を実施します。



【道路照明灯ランプ交換状況】



【トンネル照明ランプ交換状況】

13. 設備点検

(1) 電気通信設備及び機械設備（道路管理施設）の点検は、「電気通信施設点検基準」及び「道路管理施設等点検整備標準要領」に基づき実施します。



【道路情報板点検状況】



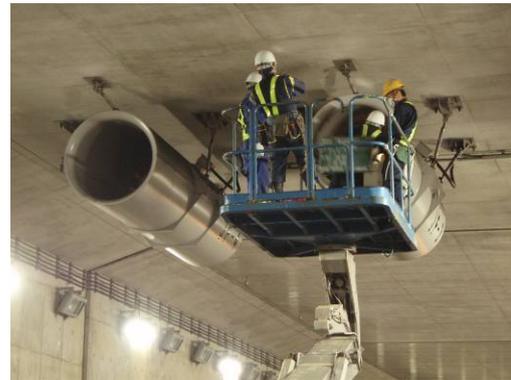
【電気設備点検
(道路施設監視カメラ)】



【トンネル非常用施設
(非常用電話) 点検状況】



【トンネル非常用施設
(換気設備) 点検】



【トンネル非常用施設
(換気設備) 点検】

14. 直轄高速道路の維持管理

- (1) 直轄高速道路（那覇空港自動車道）は、高速性、安全性、定時性、広域的な道路交通等の確保のため、接続する高速自動車国道における管理の実態や沖縄県警察等の関係機関との協議を踏まえ、直轄高速道路に求められる機能を確保できるよう、適切な頻度等を設定し、実施するものとする。
- (2) 道路巡回は、原則として1日に2回の頻度で実施していきます。
- (3) 路面清掃は、原則年6回以内とします。

15. 維持管理計画の公表

- (1) 「国が管理する一般国道及び高速自動車道の維持管理基準（案）について（H25.3.29付国土交通省道路局）」に従って、本計画を改定しました。
- (2) なお、本計画の運用にあたっては、現地の状況等を踏まえ、適切に適用します。
- (3) 本計画は、運用状況、結果等を踏まえて必要に応じて見直します。

16. その他（情報ツールの紹介）

- (1) **道の相談室**（平日9：30～17：00）
道に関するご意見・提案・相談をお寄せ下さい！

098-866-1915
- (2) **道路緊急ダイヤル**（24時間受付）
道路の異状（道に穴が！ガードレール壊れてる！など）を見つけたらご一報下さい！
#9910
- (3) **交通規制情報**
道路交通情報が確認できます！
全国共通ダイヤル **050-3369-6700**
（※携帯電話・PHS・IP電話などの一部の電話からはご利用できません。）

携帯短縮ダイヤル **#8011**